

守谷市立愛宕中学校

運動部活動の運営方針



平成30年10月
守谷市立愛宕中学校

目 次

第 1	「守谷市立愛宕中学校運動部活動の運営方針」策定の趣旨	1
第 2	新たな運動部活動に向けての愛宕中運営方針	1
1	学校教育の一環としての運動部活動の適切な運営	1
2	適切な運動部活動の運営のための体制整備	1
3	合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	2
4	適切な休養日等の設定	4
5	生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備	4
6	学校単位で参加する大会等の見直し	5
7	その他，文化部活動について	5

第1 「守谷市立愛宕中学校運動部活動の運営方針」策定の趣旨

「守谷市立愛宕中学校運動部活動の運営方針」(以下、「愛宕中運営方針」という。)は、国が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、「茨城県運動部活動の運営方針」、「守谷市運動部活動の運営方針」を受け、本校の運動部活動を主な対象とし、全ての生徒にとって望ましい運動・スポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で実施することを旨とする。

- ・知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒が運動やスポーツを主体的に楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と豊かな学校生活を送ることが実現できるようにすること。
- ・運動部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、学校教育の一環として教育課程との密接な関連を図り、適正な時間管理の下、合理的でかつ効率的・効果的な運営に努めること。
- ・学校全体として運動部活動の運営及び指導に係る体制構築に努めること。

なお、以下の「第2 新たな運動部活動に向けての愛宕中運営方針」については、「茨城県運動部活動の運営方針」及び「守谷市運動部活動の運営方針」に準じるものとする。

第2 新たな運動部活動に向けての愛宕中運営方針

1 学校教育の一環としての運動部活動の適切な運営

- 保護者及び地域に対して、学校の担うべき運動部活動の目的や運動部顧問の指導に係る業務等について、理解と協力を促す。
- P T A総会やホームページ等を利用して、保護者及び地域に対し積極的に運動部活動に関する情報提供を行い、学校と地域並びに保護者間の共通理解を図る取組を推進するとともに、学校公開等の機会を積極的に活用して、学校としての運動部活動の運営方針について広く発信し、理解を求める。

2 適切な運動部活動の運営のための体制整備

- 「学校の運動部活動に係る活動方針」及び「活動計画」(運動部顧問が作成する年間及び毎月の活動計画)を学校のホームページ等への掲載等により公表する。

- 生徒及び教員の数、部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、生徒の安全確保、指導内容の充実と、運動部顧問の指導に係る業務の適正化を図る観点から、円滑に運動部活動の運営が実施できるよう、運動部活動数の調整を図る。
- 運動部活動の運営に関する校内組織体制として、「部活動顧問会」「学校保健委員会」の他に「運動部活動運営委員会」を設置し、教職員のみならず、保護者や地域のスポーツ等関係者・学校医なども加え、生徒の発育・発達の段階に応じた適切なトレーニング内容や時間（量）、学校と保護者及び地域間の連携方策について、幅広く議論を深めつつ、十分な理解と協力を得る。
- 各運動部の毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動状況の把握に努めるとともに、生徒が安全にスポーツ活動を行い、生徒及び運動部顧問の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- 近隣の学校間における連携や、中学校や高等学校など異校種間での合同練習会等の機会を充実させ、指導者間における指導に関する情報等の積極的な共有を図る。
- 部活動指導員等の任用・配置については、学校の設置者の指導の下に定期的な研修の機会を主に以下のような内容で実施する。
 - ・学校教育の一環である運動部活動の位置付け
 - ・運動部活動が生徒の学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものである教育的意義
 - ・生徒の発育・発達の段階に応じた科学的な指導方法 ・安全確保や事故発生時の適切かつ迅速な対応・生徒の人格を傷つける言動や体罰の禁止・服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止）等の遵守
- 競技及び指導経験のない運動部顧問を対象として、指導に必要とされる基礎的・基本的な知識はもとより、専門的かつ高度な知識に基づく科学的なトレーニング理論や、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な指導方法の習得を目指す研修会を設け、運動部顧問の資質及び指導力の質的な向上を図る。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- 運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- 運動部顧問は、科学的な見地に基づき最大のトレーニング効果を得るため、計画的に休養日を設定することが必要なこと、また、過度の練習はスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭、学校医等と連携・協力して、発育・発達の個人差をはじめ、特に成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

- 運動部活動の運営をマネジメントしていく観点から、運動部活動経営の基本として「PDCAサイクル」を着実に実施する。さらに、計画(Plan)前に、調査(Research)、計画の目標(Object)等を加え、より最適な運営を目指した工夫・改善に努める。
- 運動部顧問は、活動目標、指導方針、出場試合等、具体的な練習内容や方法等について、生徒や保護者が十分に理解できるよう適切に伝える。また、日頃の指導においても、運動部顧問と生徒間のコミュニケーションを十分に図り、練習においてできるだけ短時間に「誰が、何を、いつ、どこで、なぜ(目的)、どのように行えばよいか」等を的確に伝え、理解させるとともに、安全に徹した指導が実現できるようにする。
- 運動部顧問は、中央競技団体の指導手引を活用して、指導を行う。
- 生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動方針」(公益財団法人日本スポーツ協会)等を参考に、運動部活動の実施について適切に判断する。また、気象庁の高温注意報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。その際、屋内外に関わらず、活動の中止や延期、見直し等柔軟な対応を検討する。特に、暑さ指数(WBGT)が31℃以上の場合、活動を原則として行わない。具体的な対応として、高温時やその際の留意点は以下の通りとする。

「高温時」(WBGT)暑さ指数が高くなると予想される場合

- ・中止にするか、準備・片付けを含め2時間以内とする。
- ・外活動の場合・・・午前は10時まで、午後は4時からとする。
- ・必ず常に顧問がついて指導に当たる。

「留意点」

- ・活動前に必ず顧問が健康観察をする。
 - ・十分な給水と休憩を入れながら活動する。
 - ・日陰がない所は、テントを常設する。
 - ・常に保健室を冷房し、経口補水液を準備する。
- 高温や多湿時において、主催する学校体育大会が予定されている場合や練習試合、練習については、大会の延期や見直し、練習試合、活動の中止等、柔軟な対応を行う。また、止むをえない事情により開催する場合には、参加生徒の体調の確認(睡眠や朝食の摂取状況)、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底する。万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を徹底する。

4 適切な休養日等の設定

- 学期中は週当たり2日以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日はいずれか1日以上を休養日とする。また、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)但し、総合体育大会や新人体育大会前3週間内は、必要に応じて土日両方の活動が行えるものとする。その際も平日に休養日を確保する。
- 長期休業中における休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度の長期休養期間(オフシーズン)を設ける。
- 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日(学期中の土曜日・日曜日を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- 心身の疲労が解消できる十分な休養をとるための時間の確保や、学校生活に支障を来すことがないように、原則として朝の活動は行わず、放課後の限られた時間で活動していく。但し、総合体育大会や新人体育大会前は、必要に応じて3週間前から朝の活動が行えるものとする。また、陸上練習については、放課後の部活動と重なってしまうため、朝の練習を認める。共通理解のもと計画的に実施する。
- 生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮し、長期的・計画的に指導を実践していくとともに、全国中学校体育大会及び県新人体育大会のいずれも予選を含む試合前は、日々の努力の積み重ねの成果を存分に発揮することが必要とされる重要な期間であることから、この期間には、校長のリーダーシップの下、十分に活動時間等の調整を行う。
- 学校の設置者が策定した方針に則り、各運動部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各運動部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その適切な運用を徹底する。
- なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえ、定期試験等の実施前の一定期間を、学校全体の運動部活動休養日として設定する。また、守谷市で共通した運動部活動の休養日を毎週月曜日とし、年間行事予定をもとに設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度や時間等の目安を定めるなどの工夫をする。

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

- 生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、特に、茨城県の中学校第2学年女子の17.2%が60分未満であること、また、生徒の運動・スポーツに

関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行えるなど多様である中で、現在の運動部活動が、女子や障害のある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部活動の設置を検討する。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

- 茨城県中学校体育連盟及び守谷市教育委員会が定める各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安(月1回、年間12回程度)等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

7 その他、文化部活動について

- 文化部活動においては、文化部活動の特性を踏まえつつ、「県運営方針」「市運営方針」の「2 適切な運動部活動の運営のための体制整備」及び「4 適切な休養日等の設定」について準じた取扱いをすることとする。

但し、吹奏楽部については、県吹奏楽コンクール・アンサンブルコンテスト以外に、「守谷市商工まつり」や「学校行事(入学式・卒業式等)」のみ運動部に準じて、朝の活動や土日両方の活動を行えるものとする。土日の活動実施については、運動部同様に休養日を設ける。

H30. 12国のガイドラインに伴う見直し・・・・・・・・平成31年3月1日
〈文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(2018)〉
(平成31年4月1日より施行)